

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 高校生コース（第7期）日本におけるオンライン環境下での学修開始について

1. 日本におけるオンライン環境下での学修開始の要件

新型コロナウイルス感染症の影響で、留学先の国・地域の危険情報レベルが「レベル2」以上であり、現時点で留学を開始できない派遣留学生で、募集要項に記載されている要件に加えて、以下の①～⑧に掲げる要件をすべて満たす生徒等が対象になります。

- ① 申請する留学計画が日本におけるオンライン環境下であっても、当初の目的（※1）を達成できるものであること
- ② 申請する留学計画には、「主たる活動」に加え、「自主活動」及び「アンバサダー活動」、「エヴァンジェリスト活動」が含まれていること（※2）
- ③ 申請する留学計画を運営する機関や、活動の受入先機関等が海外に拠点を置いていること
- ④ 申請する留学計画が在籍高等学校等の校長により教育上有益な学修活動として認められていること
- ⑤ 申請する留学計画の活動期間が分野ごとに規定する日数（※3）を満たすものであること
- ⑥ 申請する留学計画で使用される主言語が日本語以外であること（※4）
- ⑦ 申請する留学計画の参加者の事前の想定で半数以上が日本人以外であること（※4）
- ⑧ 事前研修を受講済みであること

※1 日本におけるオンライン環境下での学修の目的について

日本におけるオンライン環境下での学修へ変更する場合、採択時の留学計画の目的等が維持される範囲であれば、留学先の国・地域や留学期間などの計画変更にも柔軟に対応いたしますが、原則、応募分野に記載された「活動内容」（募集要項 p.2 「5（1）応募分野」）から外れないものとしてください。「活動内容」から外れる内容となる場合は、【様式 K】活動変更申請書において、「オンライン環境下での学修終了後、現地への渡航希望の有無」で必ず「有り」を選択してください。

※2 自主活動及びアンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動について

「自主活動」、「アンバサダー活動」、「エヴァンジェリスト活動」の定義は、募集要項 p.6 「6（2）留学計画の要件 ※4」をご確認ください。

※3 活動期間について

応募分野ごとに規定する日数は下記の通りです（募集要項 p.5（2）留学計画の要件 ※2「留学期間」について）。後述の「3. 活動期間の考え方について」をご確認ください。

分野名		活動期間
アカデミック	テイクオフ	14～21 日間
	ショート	14～106 日間
	ロング	107～365 日間
プロフェッショナル		14～106 日間
スポーツ・芸術		14～106 日間
国際ボランティア		14～106 日間

※4 申請する留学計画（日本におけるオンライン環境下での学修）の内容について

提出書類【様式 K】活動変更申請書に、できる限り具体的に記載をしてください。

⑥⑦を証明する資料の添付等は必須ではありません。内容の説明に必要な場合はご提出ください。

2. 手続き等について

本措置により、日本におけるオンライン環境下での学修開始を希望する場合は、以下の必要書類を提出いただき、再審査を伴う「変更申請」が必要となります。

なお、本措置への申請に係る提出書類内の変更後の活動内容は、オンライン環境下での学修のみで、現地での活動について記載の必要はありません。また、日本におけるオンライン環境下での学修後、現地への渡航を希望するか否かについて、「変更申請」を行う際に提出書類内に必ず記載してください。

※ 現地への渡航に係る「変更申請」手続きは内容が確定次第、改めて【様式 K】活動変更申請書をご提出ください。

(1) 提出書類

- ・【様式 K】活動変更申請書

(2) 提出期限、提出先

本措置を利用して、日本におけるオンライン環境下での学修を開始しようとする1ヶ月前までに受付センターへご提出ください。

【提出先】

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-35-14 東京海苔会館 6F
一般財団法人青少年国際交流推進センター（トビタテ！留学 JAPAN 受付センター）

(3) 事後研修について

事後研修は以下の通りご案内します。

①日本におけるオンライン環境下での学修後、現地への渡航を希望する場合

現地へ渡航できるまでの期間を中断期間とし、現地での活動終了後に、事後研修のご案内をいたします。中断期間中に、現地への渡航を行わないと申請された場合には、その時点で日本代表プログラムとしての活動を修了したとみなし、事後研修へご案内いたします。

②日本におけるオンライン環境下での学修後、現地への渡航を希望しない場合

オンライン環境下での学修をもって日本代表プログラムとしての活動を修了したとみなし、事後研修のご案内をいたします。

3. 活動期間の考え方について

(1) 日本におけるオンライン環境下での学修の活動期間について

活動期間は、活動の「開始日」から「終了日」で算出します。下記の点にご留意ください。

- ・ オンライン環境下での学修の活動期間が分野ごとに規定する日数を満たしてください。
- ・ 活動期間中の休日も活動期間としますが、活動期間の7割以上の日数は実働があるようにしてください。1日あたりの活動時間数に制限はありません。
- ・ 実働が7割以上に満たない場合、留学計画上で実働がない日にも自主活動やアンバサダー活動等を行うなどの工夫を行ってください。

(2) 日本におけるオンライン環境下での学修後、現地での活動を行う場合の活動期間の考え方

奨学金等の支給金額の決定に係る日本代表プログラムとしての活動日数は、「オンライン環境下での学修期間」と「現地での活動期間」を合計した日数とします。下記の点にご留意ください。

- ・ 日本におけるオンライン環境下での学修のみで、分野ごとに規定する日数を満たすものとしてください。
- ・ 派遣留学先の国・地域における外務省の危険情報レベルが「レベル1」以下に下がる等の理由により、現地での活動が可能となった際、現地での活動期間が分野ごとに規定する日数の上限を超える場合は、現地での活動として認められず、奨学金等の支給はありません。その場合、日本におけるオンライン環

境下での学修のみ修了したものとします。

- ・「オンライン環境下での学修期間」と「現地での活動期間」の合計日数が、分野ごとに規定する日数を超えた場合でも、日本代表プログラムの活動として認めます。ただし、奨学金等の支給金額は、当初支給予定額が上限となります。

例) アカデミック (ショート) の場合

募集要項における「留学期間」: 14~106 日間 (募集要項 p. 5 (2) 留学計画の要件※2 参照)
 オンライン環境下での学修を 14 日間、現地での活動を 16 日間の活動を行った場合、
 全体の活動期間は合計の 30 日間とします。

■オンライン環境下での学修をしない場合

【現地での活動】		トビタテ!での 取り扱い
渡航ができた	→	[修了] ※奨学金は当初支給予定額 を上限に支給
渡航ができなかった	→	[辞退] ※奨学金の支給対象外

■オンライン環境下での学修をする場合

【オンライン環境下 での学修】		【現地での活動】		トビタテ!での 取り扱い
各分野で設定している 留学期間の範囲内	→	渡航ができた ※各分野で設定している 留学期間の範囲内、または 留学期間に満たない	→	[修了] (注1)
	→	渡航ができた ※各分野で設定している 留学期間を超える	→	[修了] ※奨学金は オンラインのみ
	→	渡航ができなかった	→	[修了] ※奨学金は オンラインのみ
	→	渡航を希望しない	→	[修了] ※奨学金は オンラインのみ
各分野で設定している留学 期間に満たない、または超 える	→	(オンライン環境下での学修は奨学金支給対象外となり、上述 「オンライン環境下での学修をしない場合」のフローにおいて取 り扱いを判断します)		

(注1) 留学期間によって奨学金の支給金額が異なる分野 (アカデミック (テイクオフ) 以外の分野) では、留学期間によって奨学金の支給金額が減額となる場合があります。支給額は、「オンライン環境下での学修期間」と「現地での活動期間」を合計した日数から決定します。

4. 奨学金の支給について

(1) 支給額について

当初支給予定の奨学金（【様式C】留学計画等登録票に記載されている奨学金額）を上限に、「オンライン環境下での学修に対する奨学金」と「現地での活動に対する奨学金」を分けて以下のように支給します。

①日本におけるオンライン環境下での学修に対する奨学金

当初支給予定の奨学金から「授業料相当額」を支給いたします。詳細は後述「オンライン環境下での学修に対する奨学金支給金額一覧」をご確認ください。

②現地での活動に対する奨学金

当初支給予定の奨学金を上限に「オンライン環境下での学修期間」と「現地での活動期間」を合計した日数から総支給額を決定します。その後、総支給額から上記①（オンライン環境下での学修に対する奨学金）の支給額を差し引いた額を支給いたします。

例1) 以下の内容で採択された者の例

分野	: アカデミック (ショート)
当初計画の留学先地域	: アジア
当初計画の留学期間	: 35 日間
当初支給予定の奨学金	: ¥400,000

※授業料が発生し、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす生徒

※奨学金の総支給額は、『奨学金等に係る事務手続の手引』p.6～p.9 もご確認ください

①アジアでオンライン環境下での学修を 14 日間、現地での活動を 16 日間（計 30 日）行った場合

オンライン環境下での学修に対する奨学金	¥180,000
現地での活動に対する奨学金	¥220,000 ※
奨学金 計	¥400,000

※¥400,000（活動日数 30 日での総支給額）－¥180,000（オンライン環境下での学修に対する奨学金）

②アジアでオンライン環境下での学修を 30 日間、現地での活動を 35 日間（計 65 日）行った場合

オンライン環境下での学修に対する奨学金	¥200,000
現地での活動に対する奨学金	¥200,000 ※
奨学金 計	¥400,000

※¥400,000（当初支給予定の奨学金）－¥200,000（オンライン環境下での学修に対する奨学金）

※奨学金の総支給金額は、当初支給予定額が上限となります。

③アジアでオンライン環境下での学修を 14 日間、現地での活動を 10 日間（計 24 日）行った場合

オンライン環境下での学修に対する奨学金	¥180,000
現地での活動に対する奨学金	¥120,000 ※
奨学金 計	¥300,000

※¥300,000（活動日数 24 日での総支給額）－¥180,000（オンライン環境下での学修に対する奨学金）

※留学期間によって当初支給予定の奨学金より減額となる。

④北米でオンライン環境下での学修を 14 日間、現地での活動を 16 日間（計 30 日）行った場合

オンライン環境下での学修に対する奨学金	¥240,000
現地での活動に対する奨学金	¥160,000 ※
奨学金 計	¥400,000

※¥400,000（当初支給予定の奨学金）－¥240,000（オンライン環境下での学修に対する奨学金）

※留学期間によって当初支給予定の奨学金より減額となる。

例 2) アカデミック（ロング）の場合

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす生徒

オンライン環境下での学修に対する奨学金	¥300,000
現地での活動に対する奨学金	a) 往復渡航費 b) 現地での活動開始以降の現地活動費を支給

(2) 奨学金の支給手続きについて

奨学金の支給手続きには、以下の 3 点の書類提出が必要です。在籍高等学校等を通じて受付センターへご提出ください。なお、「オンライン環境下での学修に対する奨学金」「現地での活動に対する奨学金」のそれぞれ書類提出が必要です。

<提出書類>

- ・【様式 G】奨学金支給申請書類 送付状
- ・受入承諾書又は入学許可証（写）
※留学先機関等から発行されない場合は、「【様式 H】受入承諾書・入学許可証（フォーマット）」をご使用ください。
- ・授業料領収書又は請求書（写）

(3) 支給の時期について

①オンライン環境下での学修に対する奨学金

申請された計画変更が機構により承認され、オンライン環境下での学修開始後、奨学金の支給手続きに必要な書類をご提出ください。その後、支給いたします。学修開始は「【様式 G】奨学金支給申請書類」の提出をもって確認いたします。

②現地での活動に対する奨学金

現地での活動に対する奨学金の支給は、渡航確認後、奨学金の支給手続きに必要な書類をご提出ください。提出された書類に不備等がないことが確認された後に支給します。詳細は、「奨学金等に係る事務手順の手引」p. 19 をご確認ください。

(4) 留意事項

今回の対応にあたり、「【様式 G】奨学金支給申請書類」および「【様式 K】活動変更申請書」の内容を改定しております。ホームページより改めてダウンロードしてください。

〔URL〕 <https://tobitate.mext.go.jp/info/koukousei/>

オンライン環境下での学修に対する奨学金支給金額一覧

○機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす生徒等

<アカデミック（テイクオフ）>

(1)北米、欧州、中近東 (一部の国を除く)	(2)大洋州、中南米、 アフリカ、(1)の除外国	(3)アジア
¥192,000	¥160,000	¥144,000

<アカデミック（ショート）、プロフェッショナル、スポーツ・芸術、国際ボランティア>

オンラインの 地域 オンライン の活動期間	(1)北米、欧州、中近東 (一部の国を除く)	(2)大洋州、中南米、 アフリカ、(1)の除外国	(3)アジア
14日以上 29日以下	¥240,000	¥200,000	¥180,000
30日以上 43日以下	¥300,000	¥220,000	¥200,000
44日以上 57日以下	¥300,000	¥240,000	¥220,000
58日以上 71日以下	¥300,000	¥260,000	¥240,000
72日以上 85日以下	¥300,000	¥280,000	¥260,000
86日以上 99日以下	¥300,000	¥300,000	¥280,000
100日以上 106日以下	¥300,000	¥300,000	¥290,000

<アカデミック（ロング）> ¥300,000

○機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える生徒等

<アカデミック（テイクオフ）>

(1)北米、欧州、中近東 (一部の国を除く)	(2)大洋州、中南米、 アフリカ、(1)の除外国	(3)アジア
¥115,200	¥96,000	¥86,400

<アカデミック（ショート）、プロフェッショナル、スポーツ・芸術、国際ボランティア>

オンラインの 地域 オンライン の活動期間	(1)北米、欧州、中近東 (一部の国を除く)	(2)大洋州、中南米、 アフリカ、(1)の除外国	(3)アジア
14日以上 29日以下	¥144,000	¥120,000	¥108,000
30日以上 43日以下	¥180,000	¥132,000	¥120,000
44日以上 57日以下	¥180,000	¥144,000	¥132,000
58日以上 71日以下	¥180,000	¥156,000	¥144,000
72日以上 85日以下	¥180,000	¥168,000	¥156,000
86日以上 99日以下	¥180,000	¥180,000	¥168,000
100日以上 106日以下	¥180,000	¥180,000	¥174,000

<アカデミック（ロング）> ¥180,000

Q & A

Q1: オンライン環境下での学修について、実働が土日のみで1ヶ月間行うようなプログラムは認められるか。

A1: 「活動期間中の7割以上の日数において実働があること」という要件から外れるため、認められません。

Q2: アカデミック（テイクオフ）で採択されたが、オンライン環境下での学修が30日間となる場合は認められるか。

A2: 分野ごとに規定する活動日数（アカデミック（テイクオフ）は14～21日間）の要件から外れるため、認められません。

Q3: アカデミック（テイクオフ）で採択されたが、オンライン環境下での学修が14日間、現地での活動が16日間の合計日数30日となり、分野で規定する活動日数（14～21日間）を超えるが、認められるか。

A3: 合計日数が分野ごとに規定する活動日数を超える場合も認められます。

※現地での活動期間が分野ごとに規定する日数を超える場合は、現地での活動として認められません。その場合、オンライン環境下での学修のみ修了したものとします。

Q4: アカデミック（テイクオフ）で採択されたが、オンライン環境下での学修が14日間、現地での活動を7日間行う予定である。現地での活動日数が分野で規定する活動日数（14～21日間）を満たしていないが、この場合は認められるか。

A4: 合計日数が21日間と分野ごとに規定する活動日数を満たすため、認められます。

Q5: アカデミック（ロング）で採択されたが、オンライン環境下での学修が30日間のプログラムとなる。その場合は認められるか。

A5: オンライン環境下での学修の活動日数が、分野ごとに規定する日数から外れるため、認められません。

Q6: オンライン環境下での学修を始めたが、その学修中に渡航が可能となった。その場合はどうなるか。

A6: オンライン環境下での学修内容が、途中から現地での活動になることは認められません。

別途、現地での活動として変更申請してください。

Q7: オンライン環境下での学修は、具体的にどのような活動内容が認められますか？

A7: 個別の対応となりますが、下記が具体例となります。

【認められるケース】

- ・アカデミック（テイクオフ）で採択され、現地の語学学校のオンラインプログラムに参加する。
- ・アカデミック（ショート）で採択され、現地の高等学校や大学が行うオンラインプログラムに参加する。
- ・国際ボランティアで採択され、現地の施設が行うボランティアプログラム（オンライン）に参加する。
- ・アカデミック（テイクオフ）以外で採択され、現地の語学学校のオンラインプログラムに参加する。ただし、オンライン環境下での学修終了後、現地への渡航を希望し、分野が定める活動内容に基づいた「主たる活動」を行うことを前提とする。

【認められないケース】

- ・アカデミック（テイクオフ）で採択され、日本国内で運営している語学学校が、海外の学生も集めたオンラインプログラムに参加する。
- ・申請した計画が「主たる活動」のみで、「自主活動」や「アンバサダー活動」が含まれていない。

<本件に関するお問い合わせ>

トビタテ！留学 JAPAN 受付センター（対応時間：平日 9：30～17：30）

【メール】 tobitate@centerye.org 【電話】 0570-090-700

※個別の計画変更に関する相談・照会は、計画変更の審査に関わるためその場でのご回答が出来かねます。
メールを通じてのお問い合わせを推奨します。